

呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例（平成20年呉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（議員報酬の額の特例）</u></p> <p>第2条 <u>議長、副議長及び議員が、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間に支給されるべき議員報酬の月額</u>は、<u>呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第1条の規定にかかわらず、同条に定める議員報酬の月額から当該額の100分の3に相当する額を減じて得た額とする。</u></p> <p><u>（平成25年12月に支給する期末手当の額の特例）</u></p> <p>第3条 呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項及び第3項、第6条並びに第7条の規定による期末手当（平成25年12月に支給するものに限る。）の額の算定に用いる議員報酬の月額は、<u>前条の規定による減額をした後の議員報酬の月額とする。</u></p>	<p>第2条 <u>削除</u></p> <p><u>（令和2年6月に支給する期末手当の額の特例）</u></p> <p>第3条 呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項及び第3項、第6条並びに第7条の規定による期末手当（令和2年6月に支給するものに限る。）の額の算定に用いる議員報酬の月額は、<u>同条例第1条に定める議員報酬の月額から当該額の100分の20（議長にあっては100分の24）に相当する額を減じて得た額とする。</u></p>

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、議長等の議員報酬の額を減額するため、この条例案を提出する。